

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和元年 10 月 31 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当 : 井上 健太郎
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 7F 南森町 6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

遺留分の金銭債権化に伴う侵害額請求権とその税務

令和元年、新しい時代の節目の到来と同時に、民法の大改正が入りました。今回はその民法大改正の中から、遺留分についてピックアップします。こちらは令和元年7月1日に施行されており、同日以後に発生する相続について適用されます。従来は「遺留分減殺請求権」だったものが「遺留分侵害請求権」という名称に変更され、遺留分を現物ではなく金銭で請求することとなります。また、民法の改正に伴い、税法にも影響が出ていますので、併せてお伝えしたいと思います。そもそも遺留分とは、「一定の相続人のために法律上遺留されるべき相続財産の一定部分」のこと、すなわち、遺言や生前贈与によっても侵すことのできない相続人の最低限の取得分のことを言います。ここで言う一定の相続人とは、被相続人の兄弟姉妹を除くすべての相続人となります。

1. 遺留分の金銭債権化

改正民法では、「遺留分権利者及びその相続人は、受贈者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる。」（改正民法第1046条第1項）と定め、遺留分者の権利は、生前贈与や遺贈又は相続分の指定の効果を一部否定する遺留分減殺請求権ではなく、遺留分侵害額を金銭で請求する権利であると改めました。つまり、遺留分者の権利は、遺留分を侵害する財産を取得した相続人等に対して、その取得行為の効力を否定する権利ではなく、金銭を請求する権利に変更したものです。

①遺留分減殺請求権から、「遺留分侵害額請求権」へ変更

②遺留分侵害額請求権の行使により生ずる権利を金銭債権化した

その結果、改正民法は、遺留分減殺請求権についての物権的効力（財産の移転行為自体を否定する効力）を廃止し、金銭債権化することにより、遺言者の意思をそのまま実現できるようにしたこと、減殺後の共有状態の解消を巡る争いが生じなくなり、相続紛争の早期解決が期待されます。

2. 遺留分侵害額請求への相当の期限の猶予

遺留分を金銭で支払うとなると、遺留分侵害額請求を受ける者は、その分、資金調達が必要になります。そこで改正民法では、裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、遺留分侵害額請求により負担する債務の全部又は一部の支払いについて、相当の期限を許与することができる、と定め（改正民法第1047条第5項）、弁済期の猶予を求めることができるものとされました。

3. 現物で遺留分侵害額を払うと譲渡所得税がかかる

税制においては、遺留分侵害額の請求の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払い請求があった場合において、金銭の支払いに代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産の移転があったときは、その履行をした者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債務の額に相当する価額によりその資産を譲渡したとされます。

つまり、現物で遺留分侵害額を払うと、その現物を侵害額相当額で譲渡したものとみなされます。もし、その現物に譲渡益がある場合には、譲渡所得税がかかることがありますので充分ご注意ください。

民法大改正に伴い、従来とは全く異なる取り扱いをするようになりました。ここに記載したもの以外にも変更がかかった点が多くあり、お客様の今後の相続対策等にも非常に大きな影響を及ぼすこととなりそうです。今回ご紹介した改正点を含め、民法や税法がどのように変わり、お客様にどのような影響があるのかと疑問や不安がある場合には、私共がいつでも対応いたしますので、お気軽にご相談くださいませ。